

お取引代金の支払条件変更のお知らせ

1. 支払条件変更の内容

手形（でんさい、ファクタリングを含む）払を廃止し、全額現金払に変更します

(1) 工事外注

- | | | | |
|-------------------------------|--------|------------|----------------|
| ① 資本金4000万円未満の
一般建設業許可の事業者 | … 月末締め | 翌月20日（休前） | 全額現金払 |
| ② 上記以外 | … 月末締め | 翌々月10日（休後） | <u>全額現金払</u> ☆ |

(2) 業務委託・警備業

… 月末締め 翌月末（休前） 全額現金払

(3) 上記以外

（資材購買、機械リース、運送など）

… 月末締め 翌々月10日（休後） 全額現金払 ☆

◆当社および合材製造・販売のグループ会社からの支払いが対象となります。

☆は今回の変更箇所。

休前・休後は、支払日が銀行休業日の際の取り扱い。

2. 支払条件変更の背景

2016年12月の中小企業庁と公正取引委員会が下請法と下請中小企業振興法の振興基準を改正し、下請中小企業との取引条件改善に向けた取組みを開始。それを受けて国土交通省も「建設業法令遵守ガイドライン」を改正し、建設業においても同様の取組みが開始された。

改正内容 (2019年8月 国土交通省(国土建推台15号)「下請契約及び下請代金の適正化並びに施工管理の徹底について」より抜粋)

- ① 下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする。
- ② 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引手数料等のコストについて、下請業者の負担となることがないように、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請業者で十分協議すること。
- ③ 下請代金の支払いにかかる手形等のサイトについては、段階的に短縮に努めるものとし、将来的には60日以内とするよう努めること。
- ④ 関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者等）に対しても同様の配慮をすること。

→当社（合材製造・販売グループ会社を含む）は、下請代金に限らず、全ての取引代金の支払いを現金払とします。

3. 支払条件変更時期

[2021年4月分請求書](#)（2021年6月10日払）から支払条件を変更します。

※2021年3月分請求書（2021年5月10日払）までは、従来通りの支払条件を適用させていただきます。

4. 既契約済みの工事代金支払いについて

「変更覚書」を締結させていただきます。詳しくは、弊社取引部門に照会してください。

5. 「でんさい」 によるお支払い (全国銀行協会提供のサービス)

- ・ 「でんさい」は、貴社と貴社取引銀行との契約であり、貴社の保有する「でんさい番号」は、引き続き他社からの「でんさい」を受け取ることができるため、特に、解約する必要はございません。

6. 「e-Nnoteless」によるお支払い (みずほ信託銀行提供のサービス)

- ・ 弊社を支払企業とする e-Nnotelessは、2021年9月10日 (5月10日支払分の最終決済日) を以て自動解約となります。貴社のお手続きはありません。

7. 「一括ファクタリング方式 (電子記録債権版)」 によるお支払い (三井住友銀行提供のサービス)

- ・ 2021年6月に 「一括ファクタリングシステム (電子記録債権版) ご解約のお知らせ」を送付させていただきます。この「お知らせ」を以て、自動解約となりますので、貴社のお手続きはありません。